

<感震ブレーカーについて>

Q 感震ブレーカーは、どのくらいの揺れで作動しますか？

A 震度5強相当の揺れを感知すると作動します。

Q 感震ブレーカーには、どんな種類がありますか？

A ①センサーが分電盤に内蔵されている製品（内蔵型）

②既存の分電盤に、外からセンサーを取り付ける製品（後付けタイプ）があります。
内蔵されている製品の場合は、既存の分電盤と取り換えることになります。

その他にも、コンセントタイプや電気工事がいらぬ簡易な製品もありますが、補助金の対象ではありません。

伊東市では分電盤タイプのうち、日本配線システム工業会が認証する感震機能付住宅用分電盤の規格「JWDS 0007 付 2」に適合する構造・機能を有するものを補助対象に限定しています。

Q 補助対象が、分電盤タイプだけなのはなぜですか？

A 分電盤タイプは、安全性及び動作の確実性が高い一方で、費用が高額な事や、電気工事が必要となるなど、普及には時間を要するものと思われます。

このことから、分電盤タイプを補助対象とし感震ブレーカーの設置を推進することで、地震による電気火災からの人的・物的被害の軽減及び延焼火災の発生防止を図るためです。

(その他の感震ブレーカー)

コンセントタイプ、簡易タイプがありますが、本事業の目的である「通電火災の防止」に対する効果が分電盤タイプと比べて低いこと、また設置工事を必要とせず、比較的安価で購入できるため補助対象としておりません。

Q どのくらいの費用を見込んでおけばよいでしょうか？

A 分電盤の種類により金額が異なります。

①分電盤タイプ（内蔵型）約7万円～10万円

②分電盤タイプ（後付け）約4万円～6万円

Q 建物すべての電気を遮断するのですか？

A はい。そのため、医療機器や防犯設備など、災害時においても通電している必要があるものにも影響が出る可能性があります。

また、夜間に地震が発生した場合、遮断猶予時間を超えると照明が消えますので、避難の妨げになることも考えられます。

<補助対象について>

Q 事業所や法人は申請できますか？

A 大規模地震の影響による通電火災を防止することを目的とした補助事業であるため、補助要件に該当すれば、事業者や法人が所有する建物についても申請できます。

Q 2世帯住宅にそれぞれ分電盤があるが、2つとも申請できますか？

A 名義が別々の場合はそれぞれの所有者が申請し、名義が1人の場合は一括して2基分の申請ができます。

Q 市内に複数の建物を所有している場合も申請できますか？

A 市内に所有している建物であれば、件数を問わず申請できます。

Q 賃貸住宅を所有している者も申請できますか？

A 本事業の目的は「通電火災の防止」となりますので、一戸建て、集合住宅などの形態を問わず、いかなる賃貸物件でも申請できます。

<手続きについて>

Q 設置工事の経費は、申請者がいったん全額払うのですか？

A はい。工事が完了してから実績報告書等を提出していただき、その書類を審査した上で、指定の口座に補助金を振り込みます

Q 申請はいつ行えばよいですか？

A 感震ブレーカーを設置する14日前までに、市役所危機対策課に申請してください。申請受付は、令和7年4月1日（火）からとなります。ただし、先着順に受け付けし、予算額に達し次第、受付は終了します。

Q : 工事開始の判断

A 既存住宅、新築住宅共に、分電盤に関する工事に着手した段階をもって、工事開始と判断します。

Q 新築の場合は、分電盤設置費用だけの見積書が必要ですか？

A 新築の場合は、見積書を提出する必要はありません。
なお、設置機種、設置位置が分かる設計図面などが必要です。

Q 新築の場合は、どの状態をもって設置工事の完了としますか？

A 住宅用分電盤（ブレーカー）が設置され、電気が引かれ、その機能が確認できる状態になったら設置工事（補助金事業）の完了と認めます。

建物全体の完成、引渡し、代金支払い、居住等がされていない段階でも、設置工事の完了とします。

Q 途中で申請内容を変更する場合はどうしたらよいですか？

A 事前に、感震ブレーカー設置費補助金変更（廃止）申請書を危機対策課に提出してください。内容を審査し、適当と認めたときは、感震ブレーカー設置費補助金交付変更（廃止）承認通知書を通知します。

Q 新築の場合は、領収書が必要ですか？

A 領収書(写)の添付は必要ありません。また、写真をもって当該ブレーカーの設置事実を確認しますので、検査済証、引渡し証、登記識別情報等の書類の写しも必要ありません。

Q 申請書は、どこでもらえますか？

A 市役所7階の危機対策課になります。

また、市ホームページからもダウンロードできます。

Q 申請の受付場所はどこですか？

A 危機対策課に持参してください。

Q 申請書を市役所まで出すのが困難な場合はどうすればよいですか？

A 代理者の持参による申請についても受理いたします。

Q 補助金の振込先は、申請者と異なる名義人の口座でもいいですか？

A 別の名義人の口座に振り込むことはできません。

申請者と口座名義人は同一としてください。